官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔内閣官房令〕
○国家公務員退職手当法の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規則の一部を改正する内閣官房令（内閣官房五）　二
〔法規的告示〕
○地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づく経営健全化計画の概要を公表する件（総務一九四）　二
○石油の備蓄の確保等に関する法律第七条第三項の規定に基づく石油基準備蓄量の減少を同条第四項の規定に基づき、告示する件（経済産業六四）　三
○使用済自動車の再資源化等に関する法律第九十八条第一項第五号の主務大臣が認める場合を定める告示の一部を改正する告示（経済産業・環境四）
○昭和五十四年建設省告示第七百六十七号の一部を改正する件（国土交通六一七）
〔その他告示〕
○国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律の規定により、政党事務所周辺地域を指定する件（総務一九五）　三
○司法書士法第三条第二項第一号の研修の指定（法務四四）
○カンボジア王国における国境紛争の影響を受けた地域における生活再建及び栄養強化計画のための贈与に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件（外務一七九）
○カンボジア王国、タイ王国、ベトナム社会主義共和国及びラオス人民民主共和国におけるメコン河下流域における水質管理強化計画のための贈与に関する日本国政府とメコン河委員会との間の書簡の交換に関する件（同一八〇）　四
○タクマウ上水道拡張計画のための贈与に関する取極の修正に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の書簡の交換に関する件（同一八一）
○電力システム運用・保守能力強化研修施設整備計画のための贈与に関する日本国政府とキルギス共和国内閣との間の書簡の交換に関する件（同一八二）
○カスピ海ルートとの連結性向上のためのビシュケク―オシュ道路ナリン川橋梁架け替え計画のための贈与に関する日本国政府とキルギス共和国内閣との間の書簡の交換に関する件（同一八三）
○宅地建物取引業法第十六条第三項の規定に基づく登録講習機関の登録の件（国土交通六一八）
○宅地建物取引業法施行規則第十三条の十六第一号の規定に基づく登録実務講習の登録の件（同六一九）
○宅地建物取引業法第十七条の十の規定に基づく登録講習機関の廃止の件（同六二〇）
○宅地建物取引業法施行規則第十三条の二十四に基づく登録実務講習の廃止の件（同六二一）
○民事事件等に関する手続において用いる識別符号の付与等に関する規則第一条第一項第五号に規定する最高裁判所が定める事項、同条第二項に規定する最高裁判所が定める方法及び同規則第二条第一項に規定する最高裁判所が定める者を定める件の一部を改正する件（最高裁六）　四
〔国会事項〕　五
〔人事異動〕
最高裁判所　五
〔皇室事項〕　五
法務
公証人任免（法務省）　五
〔官庁報告〕
国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告（国土交通省）　六
日本国に帰化を許可する件（法務省告示配八二）　七
〔公告〕
諸事項
官庁
公示送達、登録を受けたクレジットカード番号等取扱契約締結事業者の営業の廃止関係　七
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　八
会社その他　二七

内閣官房令

○内閣官房令第五号

国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十四条第三項及び第十五条第四項（同法第十六条第二項及び第十七条第七項において準用する場合を含む。）の規定を実施するため、国家公務員退職手当法の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規則の一部を改正する内閣官房令を次のように定める。

令和八年五月十五日　　内閣総理大臣　高市　早苗

国家公務員退職手当法の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規則の一部を改正する内閣官房令

国家公務員退職手当法の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規則（平成二十一年総務省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（定義） **第二条**　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一　［略］ 二　当事者　準用行政手続法第十五条第一項の規定による通知を受けた者（同条第四項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。）をいう。 ［三・四　略］	（定義） **第二条**　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一　［同上］ 二　当事者　準用行政手続法第十五条第一項の規定による通知を受けた者（同条第三項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。）をいう。 ［三・四　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この内閣官房令は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五年法律第六十三号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和八年五月二十一日）から施行する。

法規的告示

○総務省告示第百九十四号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号。以下「健全化法」という。）第二十四条において準用する同法第五条第五項の規定に基づき、同条第二項の規定による報告の概要を次のとおり公表する。

令和八年五月十五日

総務大臣　林　芳正

健全化法第二十四条において準用する同法第五条第二項の規定による報告の概要

秋田県　仙北市　病院事業会計

1　資金不足比率が経営健全化基準以上となった要因

・　市立田沢湖病院及び市立角館総合病院のいずれにおいても、急速な人口減少や医療需要の変化等を要因とした収益減が進む中で、急激な物価高騰や人件費の上昇が重なったこと

・　収益悪化に加え新病院の建設事業等大規模投資に係る企業債償還金の負担が重なったこと

2　計画期間

令和７年度から令和10年度までの４年間

3　経営の健全化の基本方針

・　共倒れを防ぎ、地域医療を守る

・　公立病院としての信頼の回復

・　痛みを伴う抜本的経営改革の実行

4　資金不足比率を経営健全化基準未満とするための方策

(1)　２つの市立病院の再編統合による組織改革

・　全市一体の「せんぼく市民病院（仮称）」として持続可能な経営体へ

・　市立角館総合病院の担うべき役割の明確化

・　市立田沢湖病院の入院病床の休止

(2)　計画期間中に取り組む収益確保策（主なもの）

・　医療・介護連携の強化による高齢者救急患者等の受入増に伴う増収

・　機能強化及び特化等による病床利用率向上に伴う増収

・　2026診療報酬改定による新たな施設基準や加算の取得に伴う増収

(3)　計画期間中に取り組むコスト削減策（主なもの）

・　職員の適正配置及び退職者の不補充等を中心とした人件費の抑制

・　非常勤医師及び研修医の報償費の見直し

(4)　病院事業債（経営改善推進事業）の活用

5　収入及び支出に関する計画

（単位：百万円）

項　目	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度
医業収益	3,696	3,909	4,032	3,547
職員給与費	3,231	3,042	2,939	2,381
諸経費	1,374	1,367	1,381	1,180
一般会計繰入金	1,100	1,376	1,376	1,036

6　各年度ごとの資金不足比率の見通し

（単位：％）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度
資金不足比率	57.9	34.4	21.2	18.3

7　その他経営の健全化に必要な事項

・　目標達成に向けた施策の展開（数値目標設定、ＰＤＣＡサイクルの確立）

・　人材育成・職場環境の改善等

・　経営健全化計画の推進（外部有識者による計画の進行管理等）

○経済産業省告示第六十四号

石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和五十年法律第九十六号）第七条第三項の規定に基づき、石油基準備蓄量を次のように減少することとしたので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

令和八年五月十五日

経済産業大臣　赤澤　亮正

石油の備蓄の確保等に関する法律（以下「法」という。）第七条第三項の規定に基づき、石油基準備蓄量（法第五条第一項に規定する石油基準備蓄量をいう。以下同じ。）を減少するため、令和八年五月十六日から令和八年六月十五日までの間に石油精製業者等（同項に規定する石油精製業者等をいう。）が常時保有すべき石油の数量に係る石油基準備蓄量の算定は、石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則（昭和五十一年通商産業省令第二十六号。以下「施行規則」という。）第九条第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

石油基準備蓄量は、届出月（法第五条第一項に規定する届出月をいう。以下同じ。）の十一箇月前から届出月までの期間の各月の基準量（石油精製業者（法第二条第五項に規定する石油精製業者をいう。）にあっては第一号に掲げる数量と第二号に掲げる数量を合計した数量から第六号に掲げる数量を控除した指定石油製品（同条第二項に規定する指定石油製品をいう。以下同じ。）の数量、第三号に掲げる数量と第五号に掲げる数量を合計した数量から第七号に掲げる数量を控除した指定石油製品の数量及び第四号に掲げる原油の数量、特定石油販売業者（同条第七項に規定する特定石油販売業者をいう。）にあっては第一号に掲げる数量と第二号に掲げる数量を合計した指定石油製品の数量、第三号に掲げる数量と第五号に掲げる数量を合計した指定石油製品の品種別の数量及び第四号に掲げる原油の数量、石油輸入業者（同条第八項に規定する石油輸入業者をいう。）にあっては第一号に掲げる指定石油製品の数量、第五号に掲げる指定石油製品の品種別の数量及び第四号に掲げる原油の数量とする。）を合計した数量を届出月の直前の十二箇月の日数で除した数量とする。

一　その者に係る施行規則第八条第二項第一号に掲げる数量を乗じて得られる数量

二　その者に係る施行規則第八条第二項第二号に掲げる数量に十二を乗じて得られる数量

三　その者に係る施行規則第八条第二項第三号に掲げる数量に十二を乗じて得られる数量

四　その者に係る施行規則第八条第二項第四号に掲げる数量に五十五を乗じて得られる数量

五　その者に係る施行規則第八条第二項第五号に掲げる数量に五十五を乗じて得られる数量

六　その者に係る施行規則第八条第二項第六号に掲げる数量に十二を乗じて得られる数量

七　その者に係る施行規則第八条第二項第七号に掲げる数量に十二を乗じて得られる数量

○経済産業省・環境省告示第四号

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）第九十八条第一項第五号の規定に基づき、平成十六年経済産業省・環境省告示第七号（使用済自動車の再資源化等に関する法律第九十八条第一項第五号の主務大臣が認める場合）を次の表のように改正し、令和八年五月十五日から施行する。

令和八年五月十五日

経済産業大臣　赤澤　亮正

環境大臣　石原　宏高

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下「法」という。）第九十八条第一項第五号の主務大臣が認める場合は、次のいずれかに該当する場合とする。	使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下「法」という。）第九十八条第一項第五号の主務大臣が認める場合は、次のいずれかに該当する場合とする。
一・二　（略）	一・二　（略）
三　法第七十六条第一項又は第四項の規定による払渡しの請求をした自動車製造業者等が、当該請求に係る再資源化等預託金の利息の額の全部又は一部を受け取らなかった場合	（新設）
四　（略）	三　（略）

○国土交通省告示第六百十七号

租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（令和八年政令第九十八号）の施行に伴い、昭和五十四年建設省告示第七百六十七号の一部を次のように改正する。

令和八年五月十五日

国土交通大臣　金子　恭之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第十九条第十三項（同条第十七項において準用する場合を含む。）、第二十条の二第十七項、第三十八条の四第二十七項及び第三十八条の五第十一項（同条第十五項において準用する場合を含む。）に規定する国土交通大臣の定める基準は、次のとおりとする。	租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第十九条第十三項（同条第十七項において準用する場合を含む。）、第二十条の二第十九項、第三十八条の四第二十九項及び第三十八条の五第十一項（同条第十五項において準用する場合を含む。）に規定する国土交通大臣の定める基準は、次のとおりとする。
第一～第三　（略）	第一～第三　（略）

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

その他告示

○総務省告示第百九十五号

国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律（昭和六十三年法律第九十号）第三条第一項の規定により、衆議院議長の要請があったので、同項の規定に基づき、次の地域を政党事務所周辺地域として指定する。

令和八年五月十五日

総務大臣　林　芳正

名　称	日本共産党中央委員会周辺地域
期　間	令和八年五月十七日から令和九年五月十六日まで
地　域	東京都渋谷区 千駄ヶ谷四丁目 千駄ヶ谷五丁目一番から三十二番まで（ただし、二十四番については、特別区道第一〇五三号路線の部分に限る。） 代々木一丁目
	側端の一方のみが右の区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点

○法務省告示第四十四号

司法書士法（昭和二十五年法律第百九十七号）第三条第二項第一号及び第三項並びに司法書士法施行規則（昭和五十三年法務省令第五十五号）第九条の規定に基づき、司法書士法第三条第二項第一号の研修として次の研修を指定する。

令和八年五月十五日

法務大臣　平口　洋

一　実施法人　日本司法書士会連合会
二　名　称　第二十五回司法書士特別研修
三　期　間　令和八年五月二十日から同年六月二十八日まで
四　内　容　基本講義、グループ研修、ゼミナール、実務研修、模擬裁判及び総合講義

○外務省告示第百七十九号

令和八年二月十二日にプノンペンで、カンボジア王国における国境紛争の影響を受けた地域における生活再建及び栄養強化計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

令和八年五月十五日

外務大臣　茂木　敏充

1　協力の目的及び内容　国境紛争の影響を受けた地域における生活再建及び栄養強化計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　二億二千百万円
3　署名者
日　本　側　植野篤志在カンボジア大使
世界食糧計画側　パク・キョンナン在カンボジア事務所代表兼所長

○外務省告示第百八十号

令和八年二月九日にビエンチャンで、カンボジア王国、タイ王国、ベトナム社会主義共和国及びラオス人民民主共和国におけるメコン河下流域における水質管理強化計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が日本国政府とメコン河委員会との間に行われた。

令和八年五月十五日

外務大臣　茂木　敏充

1　協力の目的及び内容　メコン河下流域における水質管理強化計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　四億二千四百万円
3　署名者
日　本　側　小泉勉在ラオス大使
国際連合開発計画側　ブサディー・サンティピタクス事務局長

令和八年五月十五日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第百八十一号

令和八年三月十九日にプノンペンで、タクマウ上水道拡張計画のための贈与に関する令和二年三月二十四日付けの取極の修正に関する次の概要の書簡の交換がカンボジア王国政府との間に行われた。

1　内容　贈与の限度額を「三十五億六千八百万円」に改める。
2　署名者
日　本　側　植野篤志在カンボジア大使
カンボジア側　ブラック・ソコン副首相兼外務国際協力大臣

令和八年五月十五日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第百八十二号

令和七年十二月十二日にビシュケクで、電力システム運用・保守能力強化研修施設整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がキルギス共和国内閣との間に行われた。

この交換公文は、令和八年三月二十六日に効力を生じた。

1　協力の目的及び内容　電力システム運用・保守能力強化研修施設整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　十五億三千五百万円
3　贈与の供与期限　令和十二年五月三十一日
4　署名者
日　本　側　平野隆一在キルギス大使
キルギス側　アルマズ・バケタエフ財務大臣

令和八年五月十五日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第百八十三号

令和七年十二月十二日にビシュケクで、カスピ海ルートとの連結性向上のためのビシュケク－オシュ道路ナリン川橋梁（りょう）架け替え計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がキルギス共和国内閣との間に行われた。

この交換公文は、令和八年三月二十六日に効力を生じた。

1　協力の目的及び内容　カスピ海ルートとの連結性向上のためのビシュケク－オシュ道路ナリン川橋梁（りょう）架け替え計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　三十一億九千万円
3　贈与の供与期限　令和十五年十二月三十一日
4　署名者
日　本　側　平野隆一在キルギス大使
キルギス側　アルマズ・バケタエフ財務大臣

令和八年五月十五日

外務大臣　茂木　敏充

○国土交通省告示第六百十八号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第十六条第三項の規定により、次の機関を登録講習機関として登録したので、同法第十七条の十八第一号の規定により公示する。

令和八年五月十五日

国土交通大臣　金子　恭之

一　登録年月日　令和八年五月十一日
二　登録番号　（一）第〇三九号
三　登録講習機関の氏名又は名称　クオリティオフィス株式会社
四　住所　福岡県福岡市早良区次郎丸二丁目三十一番十六号　ファーストプレイスＣ２０４
五　講習業務を行う主たる事務所の所在地　福岡県福岡市早良区次郎丸二丁目三十一番十六号　ファーストプレイスＣ２０４
六　法人である場合の代表者の氏名　小島　修

○国土交通省告示第六百十九号

宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第十二号）第十三条の十六第一号の規定により、次の機関の行う講習を登録実務講習として登録したので、同規則第十三条の三十二第一号の規定により公示する。

令和八年五月十五日

国土交通大臣　金子　恭之

一　登録年月日　令和八年五月十一日
二　登録番号　（一）第三十三号
三　登録実務講習実施機関の名称　クオリティオフィス株式会社
四　住所　福岡県福岡市早良区次郎丸二丁目三十一番十六号　ファーストプレイスＣ２０４
五　代表者の氏名　小島　修
六　登録実務講習を行う事務所の名称　クオリティオフィス株式会社
七　登録実務講習事務を行う事務所の所在地　福岡県福岡市早良区次郎丸二丁目三十一番十六号　ファーストプレイスＣ２０４
八　登録実務講習事務の開始年月日　令和八年五月十六日

○国土交通省告示第六百二十号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第十七条の十の規定により講習業務を廃止する届出があったので、同法第十七条の十八第三号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年五月十五日

国土交通大臣　金子　恭之

一　業務を廃止する登録講習機関の名称　クオリティオフィス
二　業務を廃止する者の登録番号　（一）第〇三四号
三　業務を廃止する者の住所　福岡県福岡市早良区次郎丸２丁目９番２２－２０１号
四　廃止する業務の範囲　登録講習事務の全部
五　業務を廃止する年月日　令和八年五月十一日

○国土交通省告示第六百二十一号

宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第十二号）第十三条の二十四の規定により登録実務講習事務を廃止する届出があったので、同規則第十三条の三十二第三号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年五月十五日

国土交通大臣　金子　恭之

一　事務を廃止する登録実務講習機関の名称　クオリティオフィス
二　事務を廃止する者の登録番号　（一）第二十七号
三　事務を廃止する者の住所　福岡県福岡市早良区次郎丸２丁目９番２２－２０１号
四　廃止する事務の範囲　登録実務講習事務の全部
五　事務を廃止する年月日　令和八年五月十一日

○最高裁判所告示第六号

民事事件等に関する手続において用いる識別符号の付与等に関する規則第一条第一項第五号に規定する最高裁判所が定める事項、同条第二項に規定する最高裁判所が定める方法及び同規則第二条第一項に規定する最高裁判所が定める者を定める件（令和八年最高裁判所告示第一号）の一部を次のように改正したので、告示する。

令和八年五月十五日

最高裁判所

第二条に次の一号を加える。

五　規則第一条第一項の規定による届出を行う者が法人共通認証基盤（法人その他の者の申請等が当該者に係るものであることを認証するための情報システムであって、デジタル庁が整備及び管理を一元的に行うものをいう。以下同じ。）の利用における識別符号（ＧビズＩＤプライムに係るものに限る。以下同じ。）の付与を受けている場合にあっては、同項の電子情報処理組織を通じて当該識別符号及び暗証符号により法人共通認証基盤の認証を受ける方法

第三条中「弁理士」を「次に掲げる者」に改め、同条に次の各号を加える。

一　司法書士
二　弁理士

国会事項

衆議院

法律公布奏上通知書受領
五月十三日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
物資の流通の効率化に関する法律の一部を改正する法律

議案通知書受領
五月十三日参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
物資の流通の効率化に関する法律の一部を改正する法律案

議事日程
五月十四日の議事日程は次のとおり。
議事日程　第十四号
令和八年五月十四日（木曜日）
午後一時開議
第一　携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）
第二　外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案（内閣提出）
第三　地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）
第四　経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

参議院

議案付託
五月十三日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。
健康保険法等の一部を改正する法律案（閣法第二五号）　厚生労働委員会に付託
都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案（閣法第二二号）　国土交通委員会に付託

議決通知
五月十三日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
物資の流通の効率化に関する法律の一部を改正する法律案

質問主意書提出
五月十三日議員から次の質問主意書が提出された。
DVを理由とする離婚に関する質問主意書（福島みずほ提出）（第四三号）

法律公布奏上及び通知
五月十三日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。
物資の流通の効率化に関する法律の一部を改正する法律

人事異動

最高裁判所

判事補
同　岩見　風音
同　加藤　雷基
同　倉上　悠汰
同　佐々木彪雅
同　鈴木　皓大
同　田中　泰寛
同　平野　有桜
同　宮田　誠也
同　吉田　遥香
東京地方裁判所判事補に補する（各通）
同　大槻　凛
同　柴田　悠希
同　辻　恵理奈
横浜地方裁判所判事補に補する（各通）
同　大野　穂波
同　西堂なつみ
さいたま地方裁判所判事補に補する（各通）
同　影山　和政
同　児玉　桃
千葉地方裁判所判事補に補する（各通）
同　市野　友香
水戸地方裁判所判事補に補する
同　祝井　孝太
同　平野　智大
宇都宮地方裁判所判事補に補する（各通）
同　小川　葵
同　根本　堅
前橋地方裁判所判事補に補する（各通）
同　柳澤　在基
静岡地方裁判所判事補に補する
同　阿久津勇人
同　大塚　葵
同　木内　楓
同　後藤　鼓
同　末永　紘平
同　高橋　佳佑
同　西嶋　弘晃
同　藤川紗千子
同　毛利　俊介
東京地方裁判所判事補に補する（各通）
同　猿渡凛太郎
同　高山愛美理
同　保科　真帆
同　金岡　大飛
同　川島　渉吾
同　寺戸　菜生
同　高橋　暖
同　木村　愛恵
同　和泉　里奈
同　神谷　匠海
同　細山　恵吾
同　峯村　朋之
大阪地方裁判所判事補に補する（各通）
同　石橋　貴生
同　横島　由紀
京都地方裁判所判事補に補する（各通）
同　泉川　大貴
神戸地方裁判所判事補に補する（各通）
同　下栗　護
奈良地方裁判所判事補に補する
同　久保　直輝
同　中澤　靖佳
同　渡部加奈子
名古屋地方裁判所判事補に補する（各通）
同　工藤紗都子
津地方裁判所判事補に補する
同　氏家　望
同　玉井　恭平
岐阜地方裁判所判事補に補する（各通）
同　長尾　涼太
福井地方裁判所判事補に補する
同　大槻　凪沙
金沢地方裁判所判事補に補する
同　松井祐紀子
富山地方裁判所判事補に補する
同　東野　涼
広島地方裁判所判事補に補する
同　吉田　茉央
岡山地方裁判所判事補に補する（各通）
同　笠松　千晃
福岡地方裁判所判事補に補する（各通）
山下　航征
長崎地方裁判所判事補に補する
尼嵜　真帆
大分地方裁判所判事補に補する
高岡　暁
熊本地方裁判所判事補に補する
同　深沢　友彦
仙台地方裁判所判事補に補する（各通）
高徳　珠希
福島地方裁判所判事補に補する
及川　路央
盛岡地方裁判所判事補に補する
同　杉山　凱慶
同　古藤　南
同　松本　柊希
札幌地方裁判所判事補に補する（各通）
同　柿原　久乃
同　下出　大智
同　松野有希子
同　上村　蒼馬
同　面下　友作
同　上村日奈子
高松地方裁判所判事補に補する
同
徳島地方裁判所判事補に補する（以上四月二十三日）

皇室事項

大綬章等勲章親授式
五月十二日午前十時三十分、宮中において、大綬章等勲章親授式を行われ、橋本昌、今村雅弘、衛藤晟一、中川正春、仁坂吉伸、根本匠、佐藤勉、福井照及び草野耕一に旭日大綬章を、近藤正春に瑞宝大綬章を、フィリッポ・グランディ、リムビンク・パト、ミロスラウ・ツェラル・ジュニア及びアキリノ・マーティン・デラ・リヤナ・ピメンテル三世に旭日大綬章を授与された。

御見舞電報及び御答電
令和八年四月の三陸沖を震源とする地震につき、四月二十八日エクアドル大統領閣下から天皇陛下へ御見舞電報を寄せられ、これに対し五月一日御答電を発せられた。

御祝電
天皇陛下は、ラオス国家主席トンルン・シースリット閣下の国家主席再任につき、五月八日御祝電を発せられた。
天皇陛下は、パラグアイの独立記念日につき、五月十三日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

法務

公証人任免
東京法務局所属公証人窪田守雄は願により公証人を免ぜられた。
澁谷博之は公証人に任命され、東京法務局所属公証人窪田守雄の後任を命ぜられた。（以上五月二日）
東京法務局所属公証人中島行博は願により公証人を免ぜられた。
北薗信孝は公証人に任命され、東京法務局所属公証人中島行博の後任を命ぜられた。（以上五月六日）（法務省）

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第五項の規定に基づき、次の地図及び簿冊を同条第二項の規定により認証された国土調査の成果と同一の効果があるものとして令和八年四月十六日付けで指定したので、同条第八項の規定に基づき公告する。

令和八年五月十五日

国土交通大臣　金子　恭之

測量及び調査を行った者の名称	申請を行った者の名称	地図及び簿冊の名称	測量及び調査を行った地域
厚木駅南地区市街地再開発組合理事長	海老名市長	厚木駅南地区第一種市街地再開発事業　地図及び調査簿	神奈川県海老名市河原口一丁目外地内
宮城県	宮城県知事	藤田地区農業競争力強化基盤整備事業　確定図及び調査簿	宮城県栗原市瀬峰の一部
四国地方整備局徳島河川国道事務所	四国地方整備局長	一般国道55号福井道路事業の用地取得に伴い作成した地図及び調査簿	徳島県阿南市橘町鵠の一部、大坪の一部
四国地方整備局徳島河川国道事務所	四国地方整備局長	一般国道55号福井道路事業の用地取得に伴い作成した地図及び調査簿	徳島県阿南市橘町中尾の一部
株式会社サラダボウル	株式会社サラダボウル代表	白岡市篠津北東部地区非補助土地改良事業（農用地造成）換地求積図及び調査簿	埼玉県白岡市篠津の一部
戸越五丁目19番地区市街地再開発組合	戸越五丁目19番地区市街地再開発組合理事長	戸越五丁目45番3、45番4、45番5、45番6の地図及び調査簿	戸越五丁目19番地区、戸越五丁目45番3、45番4、45番5、45番6
小田急不動産株式会社	杉並区長	令和2年東京都杉並区桃井四丁目地区における開発行為に関する調査図及び調査簿	東京都杉並区桃井四丁目の一部
澤地　家治	杉並区長	平成15年東京都杉並区桃井四丁目地区における開発行為に関する調査図及び調査簿	東京都杉並区桃井四丁目の一部
埼玉県地域整備事務所	埼玉県地域整備事務所長	行田富士見工業団地拡張地区産業団地整備事業　確定測量図及び調査簿	埼玉県行田市大字若小玉の一部
埼玉県地域整備事務所	埼玉県地域整備事務所長	富士見市上南畑地区産業団地整備事業で作成した地図及び調査簿	埼玉県富士見市大字上南畑字下田の一部、大字上南畑字池田の一部
宮城県	宮城県知事	南三陸地区泊浜工区漁村地域復興基盤総合整備事業　土地所在図及び調査簿	宮城県本吉郡南三陸町歌津字小沼の一部、大沼の一部、田の頭の一部
宮城県	宮城県知事	南三陸地区西戸川工区山漁村地域復興基盤総合整備事業　土地所在図及び調査簿	宮城県本吉郡南三陸町戸倉字瀬保の口の一部、館の下の一部、田子沢の一部、広畑の一部、日向の一部、切曽木の一部
埼玉県地域整備事務所	埼玉県地域整備事務所長	鴻巣箕田地区産業団地整備事業で作成した地図及び調査簿	埼玉県鴻巣市箕田地内ほか
四国地方整備局徳島河川国道事務所	四国地方整備局長	一級河川吉野川改修加茂第二堤防工事の用地取得に伴い作成した地図及び調査簿	徳島県三好郡東みよし町加茂の一部
四国地方整備局那賀川河川事務所	四国地方整備局長	一級河川那賀川改修工事（吉井地区）漏水対策事業の用地取得に伴い作成した地図及び調査簿	徳島県阿南市吉井町原の一部
泉南郡熊取町	熊取町長	泉南郡熊取町朝代西三丁目の一部　確定測量図及び調査簿	大阪府泉南郡熊取町朝代西三丁目の一部
町田市	町田市長	町田薬師池公園四季彩の杜南園の用地測量に伴い作成した地図及び調査簿	東京都町田市本町田字乙六号の一部、字乙七号の一部、字二十六号の一部
奥州市	奥州市長	（仮称）袖山工業団地境界確定図及び調査簿	岩手県奥州市江刺岩谷堂字袖山の一部
旭川市	旭川市長	旧北都中学校境界測量（学校施設大規模改修事業（中学校））用地実測図及び調査簿	北海道旭川市大成地区の一部（旭川市7条通16丁目・8条通16丁目）

諸事項

公告

登録を受けたクレジットカード番号等取扱契約締結事業者の営業の廃止に関する公示

割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の17の２の登録をした者から、法第35条の17の14の規定に基づく営業廃止の届出があったので、法第35条の17の13の規定及び割賦販売法施行規則（昭和36年通商産業省令第95号）第133条の12の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和８年５月15日

関東経済産業局長　岩田　　泰

名　　称	ＳＢＣメディカルグループ株式会社
本店の所在地	神奈川県横浜市戸塚区上倉田町908番地
登録番号	関東（ク）第190号
営業廃止年月日	令和７年１月１日

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

除権決定

破産手続開始

失踪宣告取消

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

債権者集会招集

書面による計算報告

特別清算開始

令和８年（ヒ）第４号
兵庫県多可郡多可町中区牧野809番地の１
清算株式会社　株式会社シミズ
代表清算人　清水　侯和
１　決定年月日　令和８年４月24日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
神戸地方裁判所社支部

特別清算終結

令和８年（ヒ）第４号
愛媛県四国中央市三島宮川三丁目６番10号
清算株式会社　株式会社エイチワイ
１　決定年月日　令和８年４月17日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
松山地方裁判所西条支部

令和８年（ヒ）第２号
兵庫県姫路市飾磨区中島3126番地の１
清算株式会社　日光テクニカ株式会社
１　決定年月日　令和８年４月２４日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（ヒ）第１号
北九州市若松区今光二丁目９番２９号
清算株式会社　若松商事株式会社
１　決定年月日　令和８年４月２１日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生計画取消

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年七月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年三月二十五日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から令和八年六月二十二日までにお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://kessan.info/0100830 43.html

（乙）令和七年十一月十日付、官報（号外第二四七号）九十四頁に掲載しております。

令和八年五月十五日

札幌市中央区大通西十八丁目二番地一〇

（甲）株式会社エネサンス北海道

代表取締役　木村　祐二

北海道苫小牧市勇払四四番地一一

（乙）株式会社マツネン

代表取締役　林　勝英

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和八年四月二十一日

掲載頁　七十六頁（号外第九十三号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年四月二十一日

掲載頁　五十四頁（号外第九十三号）

令和八年五月十五日

岩手県宮古市板屋一丁目二番七号

（甲）株式会社イブキ産業

代表取締役　武川　大介

埼玉県比企郡川島町戸守七〇七番地

（乙）株式会社アルビー

代表取締役　高野　博勝

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は左記のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年四月二日

掲載頁　五十六頁（号外第七十九号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年四月二日

掲載頁　五十五頁（号外第七十九号）

令和八年五月十五日

埼玉県入間市大字中神七九三番地一

（甲）M-Capital株式会社

代表取締役　志村　光哉

埼玉県入間市大字中神七九三番地一

（乙）株式会社アイル

代表取締役　志村　光哉

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和八年七月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年一月五日

掲載頁　七十一頁（号外第一号）

令和八年五月十五日

東京都新宿区新宿六丁目二七番三〇号

（甲）株式会社バンク・オブ・イノベーション

代表取締役　樋口　智裕

東京都新宿区新宿六丁目二七番三〇号

（乙）株式会社Ｋｏｉｎｉｗａ

代表取締役　樋口　智裕

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月八日

掲載頁　六十六頁（号外第一五六号）

（乙）http://www.tv-asahi-ask.co.jp/ASK/ASK02.html

令和八年五月十五日

東京都港区六本木七丁目一八番二三号ＥＸ六本木ビル４階

（甲）株式会社トラストネットワーク

代表取締役　西村　昇

東京都港区六本木七丁目一八番二三号

（乙）株式会社テレビ朝日アスク

代表取締役　松苗愼一郎

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。ただし、甲は令和八年四月一日付で商号変更しており、旧商号株式会社ビーネックステクノロジーズとして掲載されております。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年十一月十三日

掲載頁　八十八頁（号外第二五〇号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月二十四日

掲載頁　五十八頁（号外第一四一号）

令和八年五月十五日

東京都港区虎ノ門一丁目三番一号

（甲）株式会社オープンアップネクストエンジニア

代表取締役　永來　真一

名古屋市千種区仲田二丁目一四番一六号

（乙）イーテック株式会社

代表取締役　可児　徹

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙）

掲載　官報

掲載の日付　令和八年四月二十三日

掲載頁　四十二頁（号外第九十五号）

令和八年五月十五日

東京都武蔵野市中町一丁目九番五号

（甲）株式会社ユー・イー・エス

代表取締役　平林　幹博

東京都多摩市関戸五丁目二〇番地の五

（乙）株式会社レーザーコネクト

代表取締役　平林　幹博

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年五月十五日

掲載頁　三頁

（乙）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年五月十五日

掲載頁　三頁

（丙）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年五月十五日

掲載頁　三頁

令和八年五月十五日

東京都新宿区西早稲田二丁目一八番二〇号

（甲）ユニゾホールディングス株式会社

代表取締役　山口　雄平

東京都新宿区西早稲田二丁目一八番二〇号

（乙）ユニゾ不動産株式会社

代表取締役　山口　雄平

東京都新宿区西早稲田二丁目一八番二〇号

（丙）ユニゾファシリティーズ株式会社

代表取締役　山口　雄平

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙及び丁の権利義務全部を承継して存続し乙、丙及び丁は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年七月一日であり、乙、丙及び丁の株主総会の承認決議は令和八年六月二十四日を予定しております。なお、甲は会社法第七九六条第二項に基づき株主総会の承認決議を経ずに、令和八年四月二十二日の取締役会の決議によりこの合併を決定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月二十四日
掲載頁　二四二頁（号外第一六九号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月二十四日
掲載頁　二二四頁（号外第一六九号）

（丙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月二十四日
掲載頁　二三二頁（号外第一六九号）

（丁）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月二十四日
掲載頁　二二三頁（号外第一六九号）

令和八年五月十五日
東京都港区虎ノ門二丁目一〇番四号オークラプレステージタワー
（甲）プレミア株式会社
代表取締役　土屋　佳之

東京都港区虎ノ門二丁目一〇番四号オークラプレステージタワー
（乙）プレミアワランティサービス株式会社
代表取締役　太田　航

東京都港区虎ノ門二丁目一〇番四号オークラプレステージタワー
（丙）プレミアモビリティサービス株式会社
代表取締役　土屋　佳之

東京都港区虎ノ門二丁目一〇番四号オークラプレステージタワー
（丁）カープレミア株式会社
代表取締役　柴田　洋一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）（乙）
掲載紙　官報
掲載の日付　令和八年四月二十一日
掲載頁　五十四頁（号外第九十三号）

令和八年五月十五日
東京都港区南青山二丁目一二番一二号
（甲）株式会社不二ビューティ
代表取締役　髙野　友梨

東京都新宿区百人町一丁目一一番二五号
（乙）株式会社Ｇ．Ｐホールディング
代表取締役　髙野　友梨

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月二十四日
掲載頁　五十八頁（号外第一四一号）

（乙）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年六月二十三日
掲載頁　二十頁

令和八年五月十五日
名古屋市千種区仲田二丁目一四番一六号
（甲）エイセプラス株式会社
代表取締役　可児　徹

名古屋市千種区仲田二丁目一四番一六号
（乙）株式会社エイセブホールディングス
代表取締役　可児　徹

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月十七日
掲載頁　六十二頁（号外第一六四号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月十七日
掲載頁　六十二頁（号外第一六四号）

令和八年五月十五日
名古屋市緑区桶狭間切戸二二一七番地
（甲）株式会社５５ｓｔｙｌｅ
代表取締役　澤　竜一郎

名古屋市緑区桶狭間切戸二二一七番地
（乙）ＪＢシンフォニー株式会社
代表取締役　新美　恭

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年四月二十三日
掲載頁　四十三頁（号外第九十五号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年四月二十三日
掲載頁　四十二頁（号外第九十五号）

令和八年五月十五日
京都市下京区西洞院通塩小路上る東塩小路町六〇八番地九
（甲）株式会社古瀬組
代表取締役　小田　真也

東京都中央区東日本橋二丁目二八番三号
（乙）新技術工営株式会社
代表取締役　稲垣　正美

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年四月十七日
掲載頁　三頁

（乙）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年四月十七日
掲載頁　三頁

令和八年五月十五日
奈良県奈良市北永井町三七二番地
（甲）株式会社アスカデンタルサプライ
代表取締役　西村　年史

愛知県名古屋市千種区仲田一丁目九番二三号
（乙）株式会社デントオール
代表取締役　杉本　隆史

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙）
掲載　官報
掲載の日付　令和八年四月十七日
掲載頁　四十九頁（号外第九十一号）

令和八年五月十五日
広島市西区商工センター六丁目二番三〇号
（甲）大田鋼管株式会社
代表取締役　大田　太

広島市中区本川町二丁目五番七号
（乙）エキップメントＭＩＤ株式会社
代表取締役　二宮　繁成

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の北海道工場（所在地　北海道厚岸郡浜中町茶内栄四四番地）において営む乳、乳製品等の製造事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　横浜市に於いて発行する神奈川新聞
掲載の日付　令和七年十一月二十七日
掲載頁　二十三頁

令和八年五月十五日
北海道厚岸郡浜中町茶内栄四四番地
（甲）北海道高梨乳業株式会社
代表取締役　齊藤　博昭

横浜市旭区本宿町五番地
（乙）高梨乳業株式会社
代表取締役　髙梨　信芳

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割によりＫＴＳ株式会社（乙、住所埼玉県さいたま市北区宮原町三丁目三〇六番地一第二坂本ビル六階）の混和卸売事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年四月三十日

掲載頁　三〇六頁（号外第一〇〇号）

令和八年五月十五日

埼玉県さいたま市北区宮原町三丁目三〇六番地一第二坂本ビル六階

ＫＴＳマテリアル株式会社

代表取締役　川島　靖

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産の管理に関する事業に係る権利義務の全部を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和八年六月三十日であり、甲及び乙の株主総会の承認決議は令和八年四月二十三日に終了しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和八年四月八日

掲載頁　六十一頁（号外第八十三号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年四月八日

掲載頁　六十一頁（号外第八十三号）

令和八年五月十五日

東京都文京区本郷一丁目三四番四号

（甲）株式会社松下産業ホールディングス

代表取締役　松下　和正

東京都文京区本郷五丁目一〇番五号

（乙）株式会社鳳明館

代表取締役　飯箸　雄一

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産管理事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年八月二十二日

掲載頁　八十四頁（号外第一九〇号）

（乙）https://www.sasakura.co.jp

令和八年五月十五日

大阪市福島区海老江五丁目二番二号

（甲）株式会社笹興

代表取締役　笹倉　敏彦

大阪市西淀川区御幣島六丁目七番五号

（乙）株式会社ササクラ

代表取締役　笹倉慎太郎

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して乙は甲の不動産関連事業の一部に関する権利義務を承継し甲はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.company.resorts.co.jp/

（乙）確定した事業年度はありません。

令和八年五月十五日

沖縄県豊見城市字瀬長一七四番地五

（甲）リゾーツ琉球株式会社

代表取締役　福嶋　直

沖縄県豊見城市字瀬長一七四番地五

（乙）リゾーツ琉球合同会社

代表社員　一般社団法人瀬長島

職務執行者　荒井　悠己

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社三光（住所東京都北区東十条四丁目一二番一四号）に対して当社の駐車場管理事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年五月一日

掲載頁　九十八頁（号外第一〇一号）

令和八年五月十五日

東京都北区東十条四丁目一四番一五号

株式会社堀英

代表取締役　堀内　俊宏

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する三栄ビル株式会社（住所東京都中央区京橋一丁目五番八号）に対して当社の営む東京都中央区京橋二丁目所在の土地及び建物に係る不動産事業を除く一切の事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.horwathsakura.com/program/open_pdf_item.php?url_id=61135054

令和八年五月十五日

東京都中央区京橋二丁目一七番一一号

鈴木三栄株式会社

代表取締役　安形　友紀

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年七月一日であり、組織変更後の商号は株式会社ＡＢＣＲＯＯＭとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月十五日

宮城県仙台市若林区文化町一四番一―三号

合同会社ＡＢＣＲＯＯＭ

代表社員　相澤　将太

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月十五日

宮城県柴田郡川崎町支倉台一丁目一八番六

合同会社第一大栄設備

代表社員　平井登喜男

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号はガニトレーディング株式会社とします。

効力発生日は令和八年六月三十日であり、当社の総社員の同意の取得は令和八年三月三十日に終了しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月十五日

埼玉県羽生市大字羽生四一一番地二

ナニヨトレーディング合同会社

代表社員　ガニ由香里

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月十五日

埼玉県越谷市レイクタウン一―一四―二二

Ｌ．Ｋ．Ｔ合同会社

代表社員　滝沢　唯夏

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月十五日

東京都渋谷区渋谷二―一九―一五宮益坂ビルディング六〇九　合同会社ＳＡＫＡＩ

代表社員　坂井　一輝

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年七月一日であり、組織変更後の商号は株式会社Ａｍａｒｉとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月十五日

東京都世田谷区若林五丁目一〇番一二号

合同会社Ａｍａｒｉ

代表社員　天野　修敬

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月十五日

東京都目黒区祐天寺二の九の一二

合同会社シゴタノ

代表社員　島崎加奈子

組織変更公告

当社は、合同会社に組織変更することにいたしましたので公告します。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年五月十五日

大阪市北区鶴野町四番

有限会社ティ・ワイ・ビルサービス

代表取締役　山岡　健人

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月十五日

兵庫県加古川市加古川町粟津七四九番地の二三

合同会社ＢＵＳＨＩ

代表社員　大國　巌也

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社ハミングバードとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月十五日

島根県松江市浜乃木七―二二―五

合資会社ハミングバード

代表社員　錦織　清志

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月十五日

広島県福山市曙町二丁目八番一二号Ｂ二〇一

ＫＹテック合同会社

代表社員　瀧谷　果歩

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月十五日

鹿児島市谷山中央七丁目四二番二一号一Ｆ

Ｎｗｅａｌｔｈ合同会社

代表社員　中村　怜椰

効力発生日変更公告

当社は、令和八年六月一日予定の吸収合併の効力発生日を令和八年七月一日に変更いたしましたので公告します。

令和八年五月十五日

東京都新宿区百人町一丁目一一番二五号

株式会社Ｇ．Ｐホールディング

代表取締役　髙野　友梨

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一、四〇九、七五五、六九七円減少し一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円とすることといたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年五月十五日

東京都新宿区西新宿六丁目二二番一号新宿スクエアタワーＢ一階

ＢＲＵＮＯ株式会社

代表取締役　塩田　徹

資本金の額の減少公告

当社は、令和八年三月三十一日現在の資本金の額を百五十億円減少し、百二十八億九千四万九千六百六十六円とすることにいたしました。なお、当社が発行している新株予約権が、減資の効力発生日までに行使された場合、資本金の額及び減少後の資本金の額が変動いたします。

効力発生日は令和八年六月二十三日であり、株主総会の決議は令和八年六月二十三日を予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済

令和八年五月十五日

東京都品川区大崎一丁目二番二号

フリー株式会社

代表取締役　佐々木大輔

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五億四千二百六十九万三千二百八十九円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済

令和八年五月十五日

東京都中央区日本橋大伝馬町一四番一号

株式会社京都きもの友禅ホールディングス

代表取締役　浅香　竜也

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九千五百万円減少し五千五百万円とし、減少額全額を資本準備金とすることにいたしました。なお、当該資本金の額の減少に先立ち、募集株式の発行により資本金の額を九千五百万円増加させる予定です。

効力発生日は令和八年六月十六日を予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年四月十四日

掲載頁　二頁

令和八年五月十五日

東京都品川区北品川六丁目七番二九号ガーデングレイス品川御殿山

ディエスヴィ・ソリューションズ株式会社

代表取締役　山田　広実

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千三百十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.horwathsakura.com/program/open_pdf_item.php?url_id=61135054

令和八年五月十五日

東京都中央区京橋二丁目一七番一一号

鈴木三栄株式会社

代表取締役　安形　友紀

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億五千七百四十万円（但し、令和八年四月二十八日から令和八年六月三十日までの間に募集株式の発行がなされた場合は、当該募集株式の発行により増加する資本金の額を加算した額）減少し、最終的な資本金の額を五千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年十一月十四日

掲載頁　八十八頁（号外第二五一号）

令和八年五月十五日

愛知県一宮市三条字墓北四五番地一

日本再エネ電力株式会社

代表取締役　上本　貴雅

準備金の額の減少公告

当社は、効力発生日を令和八年三月三十一日とする株式会社ブランカとの株式交換により増加した資本準備金の増加額全額を減少することにしましたので公告いたします。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和八年五月十五日

三重県伊勢市朝熊町字鴨谷四三八三番地四

株式会社ロボ二七

代表取締役　石井　あき

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年六月一日を基準日と定め、同日午前〇時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一三三五株を一〇〇〇株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告いたします。

令和八年五月十五日

東京都中央区日本橋三丁目一四番一〇号

第一三共ヘルスケア株式会社

代表取締役　内田　高広

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年五月十五日

東京都北区東十条四丁目一四番一五号

株式会社堀英

代表取締役　堀内　俊宏

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年五月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年五月十五日

京都市下京区若宮通り北小路上る鍵屋町六四二番地

京都菓糧株式会社

代表取締役　松井　良樹

定款変更につき通知公告

当会社は、令和八年四月二十四日付で定款を変更し、株式に係る株券を発行しない旨の定めを設けます。この定款変更は、令和八年六月一日に効力を生じ、同日において当会社の株券は無効となりますので、株券を所持されている株主におかれては、同日までに当会社にご提出ください。

令和八年五月十五日

大阪市西区京町堀一丁目八番五号

株式会社気象工学研究所

代表取締役社長　小久保鉄也

資金移動業の廃止に関する公告

当社は、令和八年六月三十日をもって資金移動業を廃止することといたしました。

資金決済に関する法律第六十一条第五項に規定する為替取引に関し負担する債務の履行の完了の方法につきましては、左記のとおりとします。つきましては、令和八年六月三十日時点において資金残高を有するお客様は、左記の手続に従い返還請求を行っていただきますようお願い致します。

記

一．返還請求受付期間

令和八年七月一日から令和八年九月三十日まで

二．返還請求の方法

当社ウェブサイトに掲載する返還請求フォームよりお手続いただくか、当社カスタマーサポート窓口へ返還請求のご連絡を行っていただきますようお願いします。

三．返還方法

当社所定の本人確認手続を行ったうえで、利用者名義の金融機関口座への振込により返還いたします。なお、振込手数料は当社が負担いたします。

○お問い合わせ窓口

会社名　メトロレミッタンスジャパン株式会社

所在地　神奈川県横浜市西区北幸二―四―三

電話番号　〇四五―三二四―二四三〇

（平日九時から十五時）

電子メール　mrj.operation@metro-rj.co.jp

ウェブサイト　https://www.metro-rj.co.jp/

以上、資金決済に関する法律第六十一条第三項の規定により公告いたします。

令和八年五月十五日

関東財務局長登録資金移動業者

第〇〇〇三四号

メトロレミッタンスジャパン株式会社

代表取締役　松田　守司

債権申出の公告（第二回）

当社は、令和八年四月一日厚生労働大臣の承認により企業年金制度を終了したので、当社の確定給付企業年金に係る債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年五月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十五日

茨城県日立市城南町一丁目五番一号

ロジスティード東日本株式会社

確定給付企業年金清算人　吉成　和則

債権申出の公告（第三回）

当社は、令和八年三月三十一日厚生労働大臣の承認により企業年金制度を終了したので、当社の確定給付企業年金に係る債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年五月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年五月十五日

大阪府岸和田市大町四七五番地

株式会社スーパーサンエー

確定給付企業年金清算人　福井加良子

優先資本金の額の減少公告

当社は優先資本金の額を、二億六千八百五万円減少することにいたしました。

この決定に異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.ko-koku.jp

令和八年五月十五日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

特定目的会社ＧＲＥＥＮ

取締役　髙山　知也

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://denshikoukoku.com/tokyoresi

令和八年五月十五日

東京都港区赤坂二丁目一〇番五号デロイトトーマツ赤坂インターナショナル株式会社

内　東京レジデンシャル特定目的会社

取締役　山﨑　亮雄

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を四億三千九百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://denshikoukoku.com/tokyoresi2

令和八年五月十五日

東京都港区赤坂二丁目一〇番五号デロイトトーマツ赤坂インターナショナル株式会社

内　東京レジデンシャル2特定目的会社

取締役　山﨑　亮雄

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三億二千三百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://denshikoukoku.com/tokyoresi3

令和八年五月十五日

東京都港区赤坂二丁目一〇番五号デロイトトーマツ赤坂インターナショナル株式会社

内　東京レジデンシャル3特定目的会社

取締役　山﨑　亮雄

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金五億千四百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年九月二十五日

掲載頁　一一九頁（号外第二一四号）

令和八年五月十五日

東京都中央区銀座一丁目六番一一号アース

タックス税理士法人内

シード特定目的会社

取締役　壽命　正晃

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金三億千三百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年四月二十日

掲載頁　五十三頁（号外第九十二号）

令和八年五月十五日

東京都中央区銀座一丁目六番一一号アース

タックス税理士法人内

ホワイトベース特定目的会社

取締役　中村　武

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を十七億八千八百九十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年四月十六日

掲載頁　六十五頁（号外第九十号）

令和八年五月十五日

東京都港区虎ノ門二丁目六番一号虎ノ門ヒルズステーションタワー

特定目的会社青葉ホールディングス

取締役　豊野　雅弘

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条の規定に基づき、優先資本金の額を二億三九五万八八五八円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年四月十日

掲載頁　一一四頁（号外第八十五号）

令和八年五月十五日

東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデンタワー　メリルボーン特定目的会社

取締役　髙橋　通彰

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条の規定に基づき、優先資本金の額を八千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年四月十日

掲載頁　一一三頁（号外第八十五号）

令和八年五月十五日

東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデンタワー　オリンピア１特定目的会社

取締役　髙橋　通彰

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を七億九千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年四月十六日

掲載頁　六十一頁（号外第九十号）

令和八年五月十五日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

オリオンＭＦ特定目的会社

取締役　関口　陽平

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を八千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年四月十六日

掲載頁　六十一頁（号外第九十号）

令和八年五月十五日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

アルタイールＭＦ特定目的会社

取締役　関口　陽平

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を一千九百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年四月二十日

掲載頁　五十四頁（号外第九十二号）

令和八年五月十五日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号

カニスＭＦ特定目的会社

取締役　田中　雅勝

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三億七千百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.kaikei-home.com/axess/0047/index.html

令和八年五月十五日

東京都港区虎ノ門二丁目六番一号

Ｓｃａｌａ特定目的会社

取締役　鄭　武壽

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三十五億九百五十八万二千七百四十一円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

尚、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は、令和八年四月十日付官報の号外第八十五号一一三頁に掲載されています。

令和八年五月十五日

東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデンタワー　ケンジントン特定目的会社

取締役　髙橋　通彰

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億三千五百二十九万六千六百三十四円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

尚、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は、令和八年四月十五日付官報の号外第八十九号五十三頁に掲載されています。

令和八年五月十五日

東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデンタワー　ナイツブリッジ特定目的会社

取締役　髙橋　通彰

訂正公告

令和八年五月一日掲載の新設分割公告中、新設する株式会社Ｍｏｏｎの住所「東京都新宿区二丁目一一番四号新宿Ｌｅｅ三ビル地下二階」とあるは「東京都新宿区歌舞伎町二丁目一一番四号新宿Ｌｅｅ三ビル地下二階」の誤りにつき訂正します。

なお、この会社分割に対し異議のある債権者は、本訂正公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月十五日

東京都新宿区歌舞伎町二丁目一一番四号

株式会社ＧＩＲＡＦＦＥ

代表取締役　齋藤　和也

訂正公告

令和八年五月一日（号外第一〇一号）掲載のサンフロンティアアセットマネジメント株式会社に係る宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告中、⑦「代表取締役　今泉智彦」とあるは「代表清算人　今泉智彦」の誤りにつき訂正します。

令和八年五月十五日

扱　店

正　誤

ページ	段	行	誤	正
四	上	終りから三	ファウズィー閣	ファウズィー

（印刷誤り）

目次及び本文において、令和八年四月一日外務省告示第百十四号から外務省告示第百十八号までを外務省告示第百十五号から外務省告示第百十九号までとする。

（印刷誤り）

目次及び本文において、令和八年四月一日（号外第七十七号）外務省告示第百十九号は外務省告示第百二十号とする。

令和八年五月八日掲載の大津地方裁判所に係る令和八年（チ）第三号所有者不明土地管理命令に関する異議の催告公告中

（原稿誤り）

二九	二	八	届出期間満了日 令和８年６月１日	届出期間満了日 令和８年６月８日